

## 三重県道徳教育推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 道徳教育について県内外の有識者等から意見を聴取し、三重県における道徳教育の充実に資するため、三重県道徳教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 道徳教育の実施状況に関すること。
- (2) 道徳教育推進に向けた改善策の提案に関すること。
- (3) その他道徳教育の推進に必要な事項に関すること。

### (委員)

第3条 推進委員会は、三重県教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

- 2 委員は、県内外の有識者等から、三重県教育委員会が委嘱する。
- 3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱することができる。
- 4 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。ただし、前項の規定により委嘱された委員の任期は、前任者の残りの任期とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によるものとし、任期は平成31年3月31日までとする。
- 3 委員長は推進委員会の任務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

### (庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、三重県教育委員会事務局小中学校教育課において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附則

この要綱は、平成27年12月21日から施行する。